

## 預金口座振替規定

- 1.私は、現在、携帯電話料金の支払いを行っている預金口座（以下「本口座」という）から d カード利用代金（年会費等を含みます）を引落しのうえ支払うこと（以下「本口座振替」といいます）に同意します。私は、本口座を d カード利用代金の支払口座として設定することに関する一切の手続きを d カードの提供会社（以下「会社」といいます）に委任します。
- 2.私は、本口座に係る金融機関（以下「金融機関」といいます）に請求書が送付された時は、金融機関が、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払うことに同意します。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 3.私は、本口座について、携帯電話料金の支払いに係る口座振替に関する契約を解除した場合でも、本口座振替は当然に継続することを確認します。なお、金融機関によっては、携帯電話料金の支払いに係る口座振替に関する契約を解除した場合、本口座振替も解除になることがあることを予め承諾します。
- 4.振替日において請求書記載金額が本口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）をこえるときは、金融機関は、私に通知することなく、請求書を返却しても、また請求書記載金額を振替日以降任意の日に引落しのうえ、支払い資金の一部または全部に充当してもさしつかえありません。
- 5.この契約を解除するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なおこの届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- 6.本口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。